



令和7年8月27日

# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052



## 【 記 事 】

- 1 夏も家畜防疫対策を徹底してください
- 2 引き続き口蹄疫等の防疫対策を行いましょ
- 3 カラスが運ぶ感染症にご注意ください
- 4 7月実施の集乳車による牛ウイルス性下痢検査は陰性でした
- 5 令和7年度浅間家畜育成牧場入牧牛の受託について
- 6 ハエ対策のポイントと効果的な方法
- 7 鶏・豚用飼料への牛由来原料（ビーフミール）使用再開について

## 【 添付資料 】

- 1 県内で牛ボツリヌス症が発生しました
- 2 消毒ポイントで車両の消毒をお願いします
- 3 牛由来原料（ビーフミール）の鶏・豚用飼料への利用を再開します



## ◆◆夏も家畜防疫対策を徹底してください◆◆

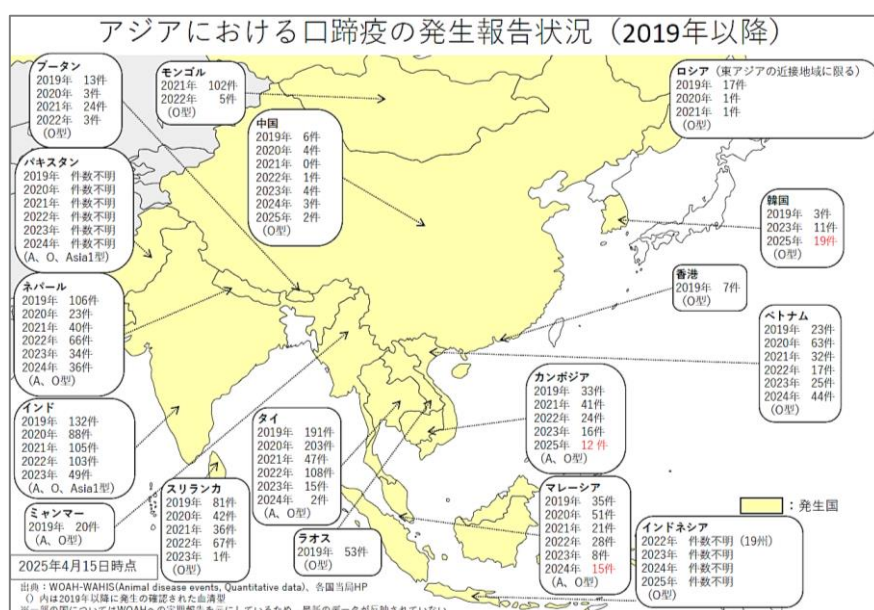
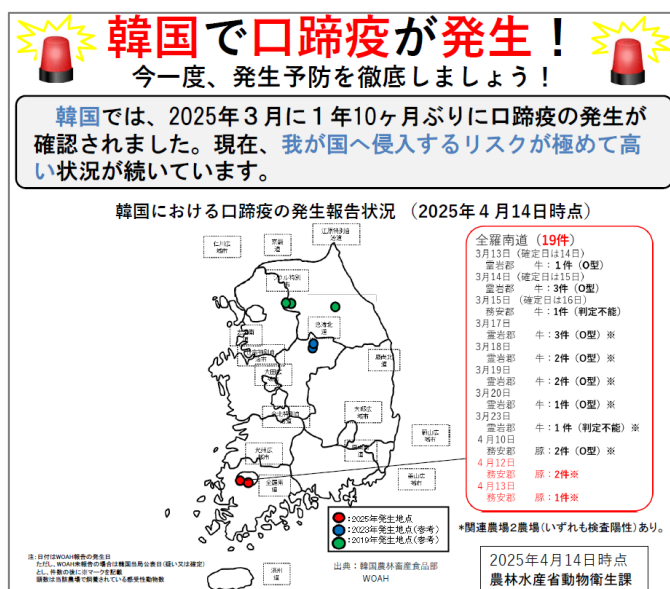
- 1 海外渡航の自粛をお願いします。  
（1）鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航は自粛をお願いします。  
（2）外国人の従業員を受け入れている方は、日本への持込みが禁止されている肉製品等が海外から持ち込まれることのないよう、従業員への教育をお願いします。
- 2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みを防止しましょう。
- 3 毎日の健康観察を実施し、異常がありましたら家保まで通報をお願いします。
- 4 万が一に備えて必ず埋却地の確保をお願いします。

## ◆◆引き続き口蹄疫等の防疫対策を行いましょ◆◆

口蹄疫は依然としてアジアにおける多くの国で断続的に発生しており、昨年（2023年）以降に中国、韓国、ネパール、カンボジア、マレーシア、インドネシアにおいて口蹄疫の発生が複数件報告され、新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことで、口蹄疫等の発生地域からの人・モノの移動が増加することが予想されています。

このようなことから、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、空港・海港において動物検疫所が畜産物の日本への違法な持込みの防止等の水際対策を行っています。農場においても引き続き防疫対策を徹底し、家畜伝染病の病原体侵入を防ぎましょう。

- ✓ 農場の出入口に看板を設置し、関係者以外の立入を制限する！
  - ✓ 農場の出入り時は、専用の靴・衣服を着用し手指消毒をする！
  - ✓ 農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底する！
  - ✓ 畜舎出入口に踏込消毒槽等を設置し、出入りする人の靴底の消毒を徹底する！
  - ✓ 疑わしい症状（泡状のよだれや水疱が発生している個体）があれば通報する！
- 牛では、1頭のみに着目すると見落とすおそれがあるため、流涎する個体が多い、症状が急速に広がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。



農林水産省 HP より引用

## ◆◆カラスが運ぶ感染症にご注意ください◆◆

カラスは鳥インフルエンザ以外にも多くの病原体を保有しており、牛の流産や死亡のリスク要因になります。（サルモネラ、ボツリヌス菌、トキソプラズマなど）カラスの排便や盗食、水浴び等によって餌や水が汚染されます。

対策として防鳥ネットが有効です。ネットの下部に鎖を取り付ける等により、カラスが容易にめくることができないようにすることも効果的です。地域一帯で病気の発生を防止するため、カラスなどの野鳥の誘因防止対策の徹底をお願いします。

※サルモネラ症（一部届出伝染病〔S. Typhimurium、S. Dublin、S. Enteritidis〕）

牛がサルモネラに感染すると発熱や下痢、流産などを引き起こします。一度発生すると農場に甚大な経済的損失をもたらすだけでなく、清浄化まで防疫対策の負担も大きく、終息までに数か月を要します。保菌牛の導入やネズミ・カラス等を介して農場に侵入します。

※ボツリヌス症

ボツリヌス菌が産生した毒素で汚染された飼料等を食べた牛が、毒素により突然の起立不能、呼吸困難等を起こし、死に至ります。この毒素は細菌が産生する毒素の中で最も強力と言われており、国内では600頭もの牛がボツリヌス毒素により死亡した事例も確認されています。ボツリヌス菌は広く自然界に分布しており、カラスなどの野鳥が持ち込む可能性もあります。



堆肥舎での防鳥ネットの例（農水省資料より引用）



牛舎出入り口での防鳥ネットの例（家畜改良センターのHPより引用）

## ◆◆7月実施の集乳車による牛ウイルス性下痢検査は陰性でした🌸◆◆

牛ウイルス性下痢（BVD）は慢性の下痢や流産を引き起こす届出伝染病で、継続的にウイルスを排出する持続感染（PI）牛の摘発が農場の汚染を防ぐために重要となっています。

令和7年7月22日に県央CS及び榛名酪連で集乳車による検査を実施しましたが、BVDウイルスは検出されませんでした。

集乳車の検査のほか、導入牛、導入牛や預託牛の産子のBVD検査でPI牛を摘発した事例がありますので、導入や預託の多い農場は検査を実施し、ワクチン接種を検討してください。BVDはワクチン接種によりPI牛の産出を防ぐことができます。ただし、生ワクチンを妊娠牛に接種す



るとPI牛が産出される場合がありますので、ワクチン接種を検討される方は、獣医師等に相談をお願いします。

| 対象牛             | 検査時期                     | 検査料     |
|-----------------|--------------------------|---------|
| 導入牛             | 導入時<br>(県外導入牛はヨーネ病検査と同時) | 1 頭あたり  |
| 導入または<br>預託牛の産子 | 生まれてすぐ                   | 1,290 円 |

◆◆令和7年度浅間家畜育成牧場入牧牛の受託について◆◆

今年度は、管内から4月26頭、5月16頭、6月24頭、7月13頭が浅間家畜育成牧場に入牧しています。引き続き、冬季を含め毎月入牧を予定しています。8月、9月の入牧牛は受付済みですが、10月以降の入牧牛は、入牧日の2カ月前までに連絡をいただければ調整させていただきます。



入牧月と生年月日（おおむね7カ月齢）

| 入牧月 | 生年月日             | 入牧日    |
|-----|------------------|--------|
| 10月 | 令和7年2月1日 ~ 3月31日 | 10月15日 |
| 11月 | 3月1日 ~ 4月30日     | 11月19日 |
| 12月 | 4月1日 ~ 5月31日     | 12月17日 |
| 1月  | 5月1日 ~ 6月30日     | 1月21日  |
| 2月  | 6月1日 ~ 7月31日     | 2月18日  |
| 3月  | 7月1日 ~ 8月31日     | 3月18日  |

◆◆ハエ対策のポイントと効果的な方法◆◆

秋は気温が下がり、過ごしやすい季節となります。  
一方でハエの繁殖期も終わりに近づくものの、依然として厄介な存在です。  
継続的な環境管理と適切な対策を行うことで、ハエの発生を最小限に抑え、畜産現場の衛生と家畜の健康を守りましょう。

1 ハエの発生原因

秋は気温の変動が激しくなりますが、ハエの繁殖活動は続きます。特に、動物の排せつ物や腐敗した飼料、いたるところの汚れはハエの繁殖場所となりやすくなります。また、落ち葉や不要な飼料の残留もハエの生息地となります。

2 ハエ対策のポイント

- ・ 清潔保持：食べ残しの飼料や排せつ物をこまめに除去し、飼育エリアの掃除を徹底します。
- ・ 排水管理：水たまりや汚れた水槽の排水を丁寧に行います。
- ・ 落ち葉等の除去：敷地内の落ち葉や枯れ草を取り除き、ハエの繁殖場所を減らします。

3 具体的なハエ対策方法

(1) 物理的対策

- ・ ネットの設置：畜舎の開放部分に防虫ネットを張り、ハエの侵入を防ぎます。
- ・ 捕虫器の設置：電気式や粘着式のハエ取り器を適所に設置し、ハエの数を減らします。

(2) 化学的対策

- ・ 殺虫剤の使用：畜産用に認可された殺虫剤を適切に使用し、ハエの駆除を行います。ただし、家畜や人への影響に配慮し、使用方法を守ることが重要です。

## ◆◆鶏・豚用飼料への牛由来原料（ビーフミール）使用再開について◆◆

令和6年10月3日に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、牛由来原料のビーフミール（牛肉骨粉など）の鶏・豚用飼料への利用が再開されました。これまでも対応されてきたかと思いますが、牛海綿体脳症（BSE）発生防止のため、A飼料（反すう動物用）にB飼料（鶏・豚用などのA飼料以外）が混入しないよう取り扱いに注意をお願いします。

- (1) A飼料とB飼料は同時又は連続して受入れてはいけません。
- (2) A飼料とB飼料でそれぞれ専用の容器又は保管場所が必要です。
- (3) B飼料は、反すう動物には給与できません。

表示票の「対象家畜等」を確認して使用しましょう。

- (4) 給与の際は、A飼料とB飼料でそれぞれ専用の器具を使いましょう。
- (5) 反すう動物がB飼料を食べないように、飼養場所を区別しましょう。
- (6) ペット用のエサが、A飼料に混入しないように注意しましょう。

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。